

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。

令和2年11月20日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

1 都市計画の種類

南伊豆都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

下田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

河津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

東伊豆都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

伊東国際観光温泉文化都市建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

熱海国際観光温泉文化都市建設計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

島田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

榛南・南遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

東遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

中遠広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

総括図表示のとおり

3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

（郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

各区域内の市役所及び町役場 都市計画担当課

| 区域 | 区域内市町 | 都市計画担当課（住所） |
|---------|-------|---------------------------|
| 南伊豆 | 南伊豆町 | 地域整備課（賀茂郡南伊豆町下賀茂315番地の1） |
| 下田 | 下田市 | 建設課（下田市東本郷1丁目5番18号） |
| 河津 | 河津町 | 建設課（賀茂郡河津町田中212番地の2） |
| 東伊豆 | 東伊豆町 | 建設課（賀茂郡東伊豆町稲取3354番地） |
| 伊東 | 伊東市 | 建設部都市計画課（伊東市大原二丁目1番1号） |
| 熱海 | 熱海市 | 観光建設部まちづくり課（熱海市中央町1番1号） |
| 島田 | 島田市 | 都市基盤部都市政策課（島田市中央町1番の1） |
| 榛南・南遠広域 | 牧之原市 | 建設部都市計画課（牧之原市相良275番地） |
| | 吉田町 | 都市環境課（榛原郡吉田町住吉87番地） |
| | 御前崎市 | 建設経済部都市政策課（御前崎市池新田5585番地） |
| 東遠広域 | 掛川市 | 都市建設部都市政策課（掛川市長谷一丁目1番地の1） |

| | | |
|------|-----|---------------------------|
| | 菊川市 | 建設経済部都市計画課（菊川市堀之内61番地） |
| 中遠広域 | 袋井市 | 都市建設部都市計画課（袋井市新屋一丁目1番地の1） |
| | 森町 | 建設課（周智郡森町森2101番地の1） |

4 縦覧期間

令和2年11月20日（金）から令和2年12月4日（金）まで
（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）